

勝山市広報

(選挙特集第3号)

昭和30年4月1日発行

福井県勝山市役所公報企画課



よい政治は
公明選挙から

来る四月二十三日は県知事、県議会議員、県教育委員会委員補欠選挙の三つの選挙が同時に行われることになりました。そこで選挙の都度、最も重要で問題になる選挙人名簿について前の選挙特集号でも説明しましたが、若干期日に変更がありますのと、折角選挙権を有しておられながら、原簿に載っていないかつたり、或は申請期間内に申請されなかつたので、新しい一票を投ずることが出来なかつた方もおありのようでしたので、重ねてお知らせすることにします。

補充選挙人名簿の登録申請

補充選挙人名簿に登録申請をすることのできる方は次のとおりです。
一、基本選挙人名簿に登録されるべき者で載っていない者。

4月23日

☆県知事 ☆県議会議員 ☆県教育委員会委員補欠

選挙投票日

二、昭和九年十二月二十二日から昭和十年四月十一日まで生れた者で昭和三十年一月十日以降引続き勝山市内に住居している者。

三、昭和二十九年六月十六日から昭和三十年一月十日までに他市町村より市内に住居を移転し引続き住居を有する者
四、その他新たに日本国民となつた者及び欠格事項に該当しなくなつた者。

但し右事項に該当し前の業、参画院議員の補充選挙人名簿に登録された者を除く。

右の事項に該当される人は

昭和三十年四月十日から四月十三日までの間に印鑑持参の上市役所または各支所の交付において申請(用紙は市役所及び各支所にあります)して下さい。選挙事務は期間中であれば、日曜や祭日を問わず午前八時三十分から、午後五時まで受付していただきますから、お忘れなく手続きをとって下さい。

なおこれに関連し最近係に對し次のような問合がありましたので、有権者の皆さんへの御参考に供したいと思ひます。
問 私は今年成人になつたのですが成人になつた者で選挙権を有するようになった人に対してはその旨を選挙管理委員会から通知して頂けないものでしょうか。
答 補充名簿はあくまでもあなたの申出によつて作製されるものですから、必ず本人の申請が必要で、それで市広報を通じてその手続きなどを説明して申請できるように配慮されているわけです。

問 私は一週間前に興安丸で海外から引揚げてきましたが選挙権がありますか
答 海外引揚者の方は当市内に三ヶ月の住所を引続き有していなくとも特別に選挙権がありますから、期間内に補充名簿の登録申請をして下さい。
問 私は昨年十二月鹿谷から北郷へ嫁に來たのですが、北郷町の補充選挙人名簿に登録することができるとか、どうですか
答 それはできません。何故ならば公職選挙法第二十六条に「三ヶ月以上その市町村の区域内に住居を有する者」と規定してある点から考えますと、北郷町も鹿谷町も同一の市内に該当するわけですから、たとえあなたの言われる三ヶ月以上北郷町に住んでおられなくても、補充選挙人名簿に登録はできないわけですよ。
問 そうしますと例えば市会議員の選挙などには鹿谷町に選挙権があるというわけですね。
答 そうです。あなたの場合ですと基本選挙人名簿は鹿谷投票区になつていますからお仰せのとおりです。但しこの基本選挙人名簿は毎年九月十五日現在で調整することになつていますので、十二月十日までは同一市内に住んで居られるのですから、名簿登録の変更はできないということになります。

問 私は前の選挙のとき補充名簿に登録したのですが、入場券の配付が普通の人より遅れたのは何故でしょうか。

答 それは補充選挙人名簿が確定してからになりますので今度の場合ですと、四月二十一日に確定することになっていいますから、それ以後になりますので遅れるわけですから御承知下さい。

問 私は福井市佐佐木下町に長い間住んでおりましたが、都市計画法により強制立ち退きを命ぜられ、勝山市に三月十五日に引越して来ましたが、今度の選挙権はあるでしょうか。

答 公職選挙法に三ヶ月以上市町村に住居を有していた者で、天災事変などにより他の市町村に住居を移した者は特別に選挙権を有する旨の規定がありますので、あなたの場合ですと、この規定にある天災事変つまり風水害、地震、火事などによつて住居が移されたわけではないのですが、都市計画法による強制立ち退きは天災事変などの中に含まれると解されますので、選挙権はあります。もつと詳しく申し上げますとこの規定は、自己の意志によらずして住居を移した者という趣旨ですからこのように解してもいいでしょう。あなたも期間内に補充選挙人名簿に登録申請ができませんから必ずその手続きをとつて下さい。

問 私は窃盗罪を犯し執行猶予中の者ですが選挙権はないのでしょうか。

答 いや、ありません。執行猶予中の者で選挙権がない者は、原則として法律の定むるところにより行われる選挙、投票及国民審査に関する犯罪を犯した者です。よく新聞に速座訴訟とか何とか書いてあるのですが、あれはどういう意味ですか。

答 速座は本来或る人が罪を犯すとその刑事責任が他にも及ぶ場合をいいますが、わかり易く申しますと、選挙運動の統括主宰を一般に総参謀といいますが、この人や出納責任者が或る罪を犯しその刑が確定してからこれを理由として当選人の当選無効訴訟を選挙人または候補者が提起し、その結果裁判所で当選は無効だという判決が確定して始めて当選無効となるわけです。この訴訟をいつているわけです。私は今春から東京の大学に入学するため四月八日に上京するのですが、そうしますと四月二十三日の選挙はできないことになりそうですので、どうしたらいいでしょうか。

答 そんな時は不在者投票という誠に便利なものがあつて、貴君の場合は上京する前に不在者投票の手続きをとれば選挙前でも投票ができます。なおこの手続きは選挙告示があつた日から選挙期日の前日まで出来ます。御参考までどのような人が不在者投票の制度を利用できるかについて説明してみます。

① 選挙人が投票当日その属する投票区のある都市外に職務に従事中等である者。
② やむを得ない用務または事故のためその属する投票区のある都市外に旅行または滞在中の者。
③ 病氣、負傷、妊娠、不具のため歩くことが著しく困難な者。

などとなつていますから、これに該当される方は市の選挙管理委員会ですべて下さい。今度は三つの選挙が一度に同じ日に行われるのですが、投票用紙に何かの区別がしてあるのですか。

答 え、勿論してあります。知事が黒、県教育委員が青、県議会議員が赤色と色によつて色別し、X選挙投票用紙と表面に印刷してありますから、誤つて県議会議員の投票用紙に県知事の候補者の名前を書いたりされると無効になりますから、充分気をつけて投票して下さい。それから投票用紙には、ちゃんと名前を書く欄がありますから、そこに記入して下さい。若し老人の方で候補者の名前が忘れてしまったときは、記載所に各候補者の名前がふりがなをつけて貼つてありますから、それを見て書いて下さい。この点くれぐれも注意して四月二十三日の選挙に

は間違いない有効な投票をして下さいますようにお願いしておきます。

問 僕は中学生ですが社会科の勉強のため、勝山市に於けるこの前の選挙の投票率を調べたいのですが教えて下さい。

答 はい、勝山市の有権者は二万八百三十三人で、衆議院議員の選挙のときは八三%（男八八・四%、女七八・四%）。参議院議員はやゝ低調で六八・六%（男七二・三%、女六五・四%）となつています。こうみますと女の有権者の方は一寸考えられなくてもいいのではないのでしょうか。

◎選挙運動のしおり

◆事前運動
選挙運動は立候補届出がなくてはできませんが、たゞ単に立候補及び選挙運動のための準備行為、例えば届出前に関係者が集つて選挙運動の事務打合せや、応援弁士の内交渉、立看板、ポスターの作成などは事前運動とならぬからできるわけです。しかしこれに合せて投票依頼は絶対できません。

◆速呼行為
今度の改正法により速呼行為は禁止され、ただ演説会場、街頭演説の場合においてのみできるわけです。

◆戸別訪問
選挙に關し投票を得、若しくは得しめ、または得させない目的で計画的に戸別に選挙人の住居を訪問することはできません。このほか選挙運動のため今晩は何処々々誰々の個人演説会があるとか戸毎に知らせたり、特定の候補者の名前や政治団体の名称を言い歩く行為は戸別訪問となり禁止されています。

◆選挙運動のできない者
選挙事務関係者、成年に達しない者、学校の先生、公務員等であります。

明るい果敢は
正しい選挙から